

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2018年9月1日
(第47期) 至 2019年8月31日

株式会社サイゼリヤ

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第47期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	10
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
4 【経営上の重要な契約等】	15
5 【研究開発活動】	15
第3 【設備の状況】	16
1 【設備投資等の概要】	16
2 【主要な設備の状況】	16
3 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【自己株式の取得等の状況】	35
3 【配当政策】	36
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	37
第5 【経理の状況】	46
1 【連結財務諸表等】	47
2 【財務諸表等】	86
第6 【提出会社の株式事務の概要】	98
第7 【提出会社の参考情報】	99
1 【提出会社の親会社等の情報】	99
2 【その他の参考情報】	99
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	100

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月27日

【事業年度】 第47期(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

【会社名】 株式会社サイゼリヤ

【英訳名】 SAIZERIYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀埜 一成

【本店の所在の場所】 埼玉県吉川市旭2番地5

【電話番号】 048(991)9611(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長兼財務部長 潮田 淳史

【最寄りの連絡場所】 埼玉県吉川市旭2番地5

【電話番号】 048(991)9611(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長兼財務部長 潮田 淳史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	2015年8月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月
売上高 (百万円)	139,277	144,961	148,306	154,063	156,527
経常利益 (百万円)	8,004	9,134	11,885	8,895	9,731
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,774	5,505	7,496	5,074	4,980
包括利益 (百万円)	4,356	2,388	9,165	4,437	3,316
純資産額 (百万円)	72,424	72,663	80,412	83,396	85,177
総資産額 (百万円)	95,485	92,463	102,731	104,896	108,970
1株当たり純資産額 (円)	1,423.32	1,441.12	1,618.63	1,681.87	1,728.67
1株当たり 当期純利益金額 (円)	74.70	108.65	151.48	102.69	101.48
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	74.26	107.66	150.91	102.37	101.41
自己資本比率 (%)	75.7	78.4	78.1	79.1	77.6
自己資本利益率 (%)	5.4	7.6	9.8	6.2	5.9
株価収益率 (倍)	37.7	19.9	20.6	21.7	26.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,943	13,767	13,456	10,313	14,705
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,915	△4,787	△5,149	△8,017	△6,016
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	840	△5,196	△2,114	△1,770	△1,853
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	28,113	30,217	37,410	37,486	43,189
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	4,391 (10,755)	4,290 (10,972)	4,261 (12,335)	4,176 (12,972)	4,143 (13,251)

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 第45期以降の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月		2015年 8 月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月
売上高	(百万円)	109,927	112,865	117,259	119,405	118,988
経常利益	(百万円)	4,928	6,527	8,619	5,753	5,893
当期純利益	(百万円)	1,550	3,639	5,151	2,835	2,143
資本金	(百万円)	8,612	8,612	8,612	8,612	8,612
発行済株式総数	(千株)	52,272	52,272	52,272	52,272	52,272
純資産額	(百万円)	63,117	64,607	68,342	69,724	70,333
総資産額	(百万円)	82,795	81,473	87,270	87,556	90,249
1株当たり純資産額	(円)	1,240.14	1,281.08	1,375.01	1,404.73	1,425.18
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	(円)	18 (—)	18 (—)	18 (—)	18 (—)	18 (—)
1株当たり 当期純利益金額	(円)	30.69	71.83	104.10	57.38	43.68
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(円)	30.51	71.17	103.71	57.21	43.66
自己資本比率	(%)	76.1	79.1	78.1	79.1	77.2
自己資本利益率	(%)	2.5	5.7	7.8	4.1	3.1
株価収益率	(倍)	91.8	30.1	29.9	38.9	60.3
配当性向	(%)	59.0	24.9	17.6	31.8	41.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数)	(人)	2,242 (8,256)	2,198 (8,546)	2,154 (9,020)	2,126 (9,524)	2,098 (9,340)
株主総利回り (比較指標：TOPIX)	(%) (%)	200 (120)	155 (104)	223 (127)	162 (136)	192 (118)
最高株価	(円)	3,115	3,105	3,550	3,850	2,682
最低株価	(円)	1,360	1,700	2,140	2,042	1,696

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 第45期以降の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

創業者である正垣泰彦は、レストランの個人店舗「レストラン サイゼリヤ」を経営しておりましたが、1973年5月、将来の多店舗化を視野に入れて、より一層の発展を図るために組織を法人化し、株式会社マリアーナ商会(資本金1,000千円、券面額500円)を千葉県市川市に設立いたしました。

年月	事業内容
1973年5月	イタリアンレストラン「サイゼリヤ」の経営を開始。
1977年12月	千葉県市川市市川に第3号店として市川北口店を開店し、多店舗化に着手。
1981年4月	船橋ららぽーとショッピングセンター内にショッピングセンター第1号店としてららぐるめ店を開店。
1983年5月	千葉県市川市市川1丁目13番32号に本社を移転。
1987年3月	創業の地、千葉県市川市本八幡に駅ビル第1号店としてシャポー本八幡店を開店。
1987年4月	商号を株式会社マリアーナに変更。
1987年10月	市川北口店にて手書きオーダーからオーダーエントリーシステムに変更。
1989年9月	千葉県柏市に初のロードサイド店として柏水戸街道店を開店。
1991年10月	千葉県船橋市浜町2丁目1番1号に本社を移転。
1992年6月	札幌市厚別区に当社の50店舗目に当たる新札幌駅ビル店を開店。
1992年9月	商号を株式会社サイゼリヤに変更。
1994年7月	神奈川県藤沢市に当社の100店舗目に当たる江ノ島店を開店。
1995年5月	関西地区の拠点として神戸市東灘区に六甲アイランド店を開店。
1996年11月	当社の今後のモデル店舗として、臨海副都心に台場フロンティアビル店を開店。
1997年10月	埼玉県吉川市旭2番地5に吉川工場を新設、同時に本社を同地に移転。
1998年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
1998年12月	千葉県印西市に当社の200店舗目に当たる印西大森店を開店。
1999年7月	東京証券取引所市場第2部へ上場。
2000年3月	千葉県船橋市に当社の300店舗目に当たる船橋芝山店を開店。
2000年7月	オーストラリアに製造子会社 SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. (現、連結子会社)を設立。
2000年8月	東京証券取引所市場第1部に指定。
2001年2月	埼玉県富士見市に当社の400店舗目に当たる鶴瀬店を開店。
2001年3月	神奈川県大和市代官2丁目11番地1に神奈川工場を建設。
2001年5月	福島県西白河郡東村上野出島字中山2-27に福島精米工場を建設。
2001年10月	岐阜県羽島郡岐南町に当社の500店舗目に当たる岐南店を開店。
2002年2月	旅行業を主とする㈱アダツアーズジャパンを設立。
2002年10月	愛知県尾西市に600店舗目となる尾西開明店を開店。
2003年4月	兵庫県小野市に西日本エリアの配送拠点となる兵庫工場が完成。
2003年6月	中国の上海市に上海薩莉亜餐飲有限公司(現、連結子会社)を設立。
2003年10月	宮城県仙台市に700店舗目となる若林大和町店を開店。
2004年3月	中国の北京市に北京薩莉亜餐飲管理有限公司を設立。
2005年8月	東京都北区に初のファストフード店となる「イト・ラン十条店」を開店。
2005年11月	埼玉県ふじみ野市に初のファストカジュアル店となる「スバQ&TacoQビバモール埼玉大井店」を開店。
2006年8月	大阪府大阪市北区に800店舗目となる天神橋筋六丁目店を開店。
2006年12月	北京薩莉亜餐飲管理有限公司を上海薩莉亜餐飲有限公司に吸収し、清算。
2007年4月	東京都八王子市にファストカジュアル店となる「サイゼリヤEXPRESS ぐりーんうおーく多摩店」を開店。
2007年11月	中国の広州市に広州薩莉亜餐飲有限公司(現、連結子会社)を設立。
2008年3月	台湾の台北市に台湾薩莉亜餐飲股份有限公司(現、連結子会社)を設立。
2008年5月	中国の北京市に北京瑪利亜諾餐飲有限公司(現、北京薩莉亜餐飲管理有限公司、連結子会社)を設立。

年月	事業内容
2008年 8月	中国の香港市にMARIANO CO., LIMITED(現、HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED、連結子会社)を設立。
2008年 9月	シンガポールにSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.(現、連結子会社)を設立。
2009年 7月	茨城県土浦市に900店舗目となる土浦駅ビル店を開店。
2010年 3月	福岡県糟屋郡久山町のショッピングセンターに、九州初出店となるトリアス店を開店。
2011年 6月	大阪府大阪市に1000店舗目となるフォレオ大阪ドームシティ店を開店。
2012年 9月	日本橋兜町に、マリアーノの1号店となる「マリアーノ日本橋兜町店」を開店。
2012年12月	中国の広州市に広州サイゼリヤ食品有限公司を設立。
2013年 1月	千葉県千葉市に千葉工場を建設。
2013年11月	山口県下関市郊外のショッピングモール内に、山口県1号店を開店。
2015年 6月	上海薩莉亜餐飲有限公司(現、連結子会社)が100店舗を達成。
2015年 8月	当社グループの年間客数が2億人を突破。
2016年11月	監査等委員会設置会社へ移行。
2017年 5月	㈱アダツアーズジャパンが当社グループから独立。
2017年12月	佐賀県佐賀市のショッピングモール内に、佐賀県1号店となるモラージュ佐賀店を開店。
2018年 7月	京都府内の全店舗及び、全国のショッピングセンター型店舗で全席禁煙。
2018年10月	熊本県熊本市のショッピングモール内に、熊本県1号店となるゆめタウンサンピアン店を開店。
2019年 6月	国内外店舗数が1500店舗達成。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社(株式会社サイゼリヤ)及び子会社8社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3分野は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(日本)

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,084店舗運営しており、『スパゲティ・マリアーノ』などのファストフード店を9店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

(豪州)

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.は、当社で使用する食材の製造等を行っております。

(アジア)

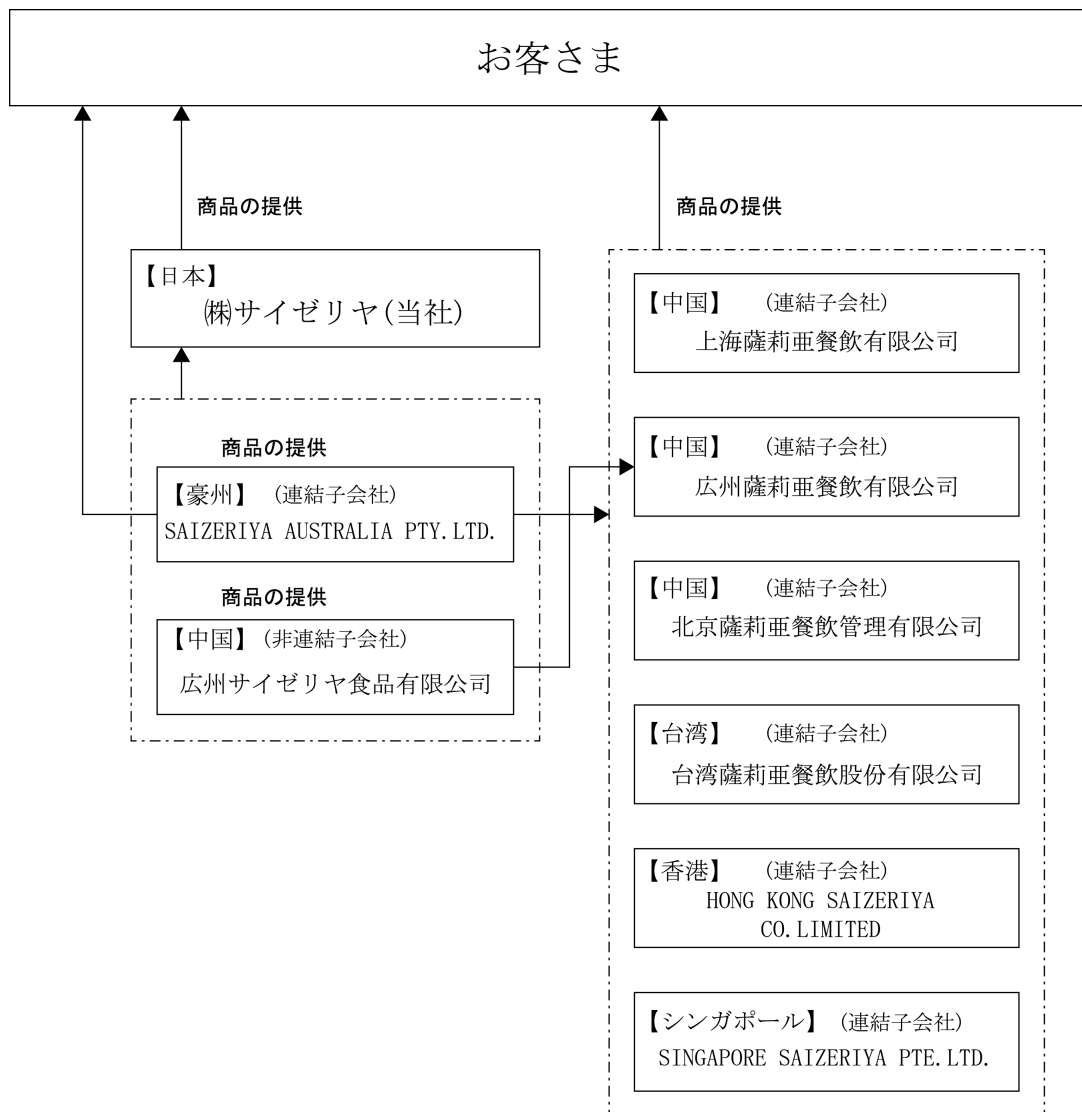
上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海でレストラン『サイゼリヤ』を136店舗(2019年8月末)運営しております。広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州でレストラン『サイゼリヤ』を115店舗(2019年8月末)運営しております。台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北でレストラン『サイゼリヤ』を15店舗(2019年8月末)運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京でレストラン『サイゼリヤ』を80店舗(2019年8月末)運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDは、香港でレストラン『サイゼリヤ』を40店舗(2019年8月末)運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.は、シンガポールでレストラン『サイゼリヤ』を27店舗(2019年8月末)運営しております。

以上を事業系統図で示すと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. (注2)	オーストラリア ヴィクトリア州	3,890 (64百万豪ドル)	豪州 (肉製品・ソ ース類等食材 の製造等)	100	当社で使用する食材の製 造。
上海薩莉亜餐飲有限公司 (注2)	中華人民共和国 上海市	1,344 (98百万円)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
広州薩莉亜餐飲有限公司 (注2)	中華人民共和国 広州市	1,042 (79百万円)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司 (注2)	台湾 台北市	914 (290百万TWD)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
北京薩莉亜餐飲管理有限公司 (注2)	中華人民共和国 北京市	891 (66百万円)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	493 (40百万HKD)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD.	シンガポール	561 (8百万SGD)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.、上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司及び北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状態

2019年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
日本	2,098	(9,340)
豪州	74	(14)
アジア	1,971	(3,896)
合計	4,143	(13,251)

(注) 従業員数は正社員の就業人員であり、臨時雇用者数は準社員(パートタイマー・アルバイト)の年間平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状態

2019年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
2,098 (9,340)	37才5ヶ月	12年9ヶ月	6,280,910

(注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であり、臨時雇用者数は準社員(パートタイマー・アルバイト)の年間平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与については、期末日現在で1年以上在籍している正社員を対象として計算しております。

なお、平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状態

当社の労働組合は、サイゼリヤユニオンと称し、上部団体のUAゼンセンに加盟しております。

なお、当社と労働組合の労使関係は円滑に推移し、安定しております。

第2 【事業の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ)は、消費税及び地方消費税に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、以下の記載金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営者の問題認識と今後の経営方針について

当社グループを取り巻く環境は、非常に厳しく、先行き不安による個人消費の低迷は続くと思われま。外食産業におきましても、食に対する消費者心理の悪化が懸念されることから、引き続き厳しい状況で推移するものと予測しております。さらに食への安心・安全を意識した食材の提供、あるいは外食における見せ掛けの豊かさから真の豊かさを求めるお客様のニーズをどう受け止め、どう発想し、どう展開していくかが重要であると認識しております。

- ① 国内レストラン事業の利益体質強化
- ② 海外事業のビジネスモデル確立
- ③ 国内事業の第2の柱となる新事業開発
- ④ 人的資産への投資を継続
- ⑤ 研究開発導入による「食堂業の産業化」の推進

以上のことにより、他社との差別化を図りながら業界における確固たる地位を築きたいと考えております。

(2) 対処すべき課題等

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- ① 消費税対策
- ② SNSの活用
- ③ レストラン品質の追求
- ④ 国内工場再構築
- ⑤ 既存店改装
- ⑥ 客数増対策
- ⑦ 客層の拡大
- ⑧ 人事制度改善

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、下記の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末(2019年8月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループの基幹事業であるレストラン事業については、イタリアンレストランチェーン展開を全国規模で行っております。チェーン展開にあたっては、スクラップアンドビルド戦略をとるとともに、新店舗展開も行っております。

そのために当社グループには外食産業にかかわる一般的なリスクに加えて当社固有の戦略に起因するリスクなどがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を充分認識しており、リスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

(1) 当社グループの出店政策について

新規出店は、賃料、商圈人口、競合店の状況等を総合的に勘案しますので、条件に合わない物件が出た場合には当初の計画を達成できなくなり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 売上高の変動について

当社グループの営業収入の大半を占める外食事業は、自然災害や天候異常の影響、景気の後退や戦争テロによる社会的混乱やオリンピック等の社会的イベント開催に伴う需要の縮小、競合店の出店や価格競争、消費者の嗜好や市場の変化、外食事業の売上計画の未達成や出店の遅れや採用計画未達等により、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 仕入価格の変動について

当社グループでは、産地の分散、複数購買等により、低価格で安定的な購入に努めておりますが、世界情勢等により食材市況が大幅に変動した場合、仕入価格の上昇、食材の不足、円安等により、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 食材供給(生産・配送)の変動について

当社グループは、海外の工場や国内工場において、食材を生産し、店舗への配送を行っていますが、自然災害、食中毒や火災等によりカミッサリーが稼働不能に陥った場合は店舗への食材供給に支障をきたす恐れがあり、その場合当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保について

当社グループは、継続的な成長を達成するために、優秀な人材の採用と教育が重要であると考えております。

当社グループとしては、積極的な店舗展開により求職者にとって魅力的な企業となるべく努力をしておりますが、必要な人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や当社グループの予想を大幅に上回るような退職者が増える場合には、事業拡大の妨げとなり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の人口態様の変化により適正な労働力を確保できない可能性があるほか、各種労働法令の改正等、従業員の処遇に関連した法改正が行われた場合、人件費負担が増加する可能性があるため、当社グループの連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特有の取引慣行に基づく損害について

当社グループは外食事業を展開するにあたり、店舗オーナーと賃貸借契約を結び保証金の差入れを行っております。オーナーの破産等による保証金の回収不能が発生した場合、当社連結業績に悪影響を与える可能性があります。また、賃貸借契約の期限前に不採算店舗等を閉鎖することがあります。その場合、店舗の固定資産除却損に加え、差入保証金・敷金の返還請求権を放棄することによる賃貸借解約損、解約違約金等が生じることがあります。

(7) 特有の法規制に係るもの

当社グループの外食事業は食品衛生法により規制を受けております。当社グループが飲食店を営業するためには、食品衛生管理者を置き、厚生労働省の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、食中毒を起こした場合、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられ、当社連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害リスクについて

当社グループの営業店舗や工場所在地を含む地域で大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

当社グループにおいて重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 食の安全について

当社グループは、世界中の最適地から食材の輸入を行っており、また、様々な国でレストランチェーンを展開しております。それぞれの国や地域で食品の安全性が問われる重大な問題が社内外において発生した場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 為替変動について

当社グループは、オーストラリアで生産活動を行っており、また、世界各国から食材を外貨建てで輸入しております。したがって、為替変動は購入価格に影響し、その結果当社グループの業績、財政状態及び将来の業績に影響を与えます。さらに、海外子会社の外貨建て財務諸表を日本円に換算した際、資産及び負債、収入及び費用は変動することになります。

(12) 為替変動リスクをヘッジしていることによるリスクについて

全ての為替リスクをヘッジすることは不可能ですが、当社グループは、為替変動によるキャッシュ・フローや財政状況への実質影響を軽減するために、為替予約および通貨スワップ契約などのヘッジ契約を締結することを検討しております。当社グループが締結してきた、また、これからも締結するであろうヘッジ契約には、あらゆるヘッジ契約と同様に別のリスクが伴います。例えば、このようなヘッジ契約の利用は、為替変動によるリスクをある程度軽減する一方、為替がヘッジ契約で想定した範囲を超えた変動により、機会損失の可能性があります。また、このようなヘッジ契約を締結した取引相手の債務不履行が発生するリスクにさらされています。当社グループは、契約相手を既定の信用基準に該当する国際的な有力銀行や金融機関に限定することにより、取引相手の信用リスクにさらされるリスクを最小限に抑えるよう努めていますが、このような取引相手の債務不履行があれば、当社グループに悪影響を与える可能性があります。

(13) 新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行について

当社は事業を世界各地域に拡張して行っておりますが、新型インフルエンザウイルス等の伝染病が世界的に大流行し、感染者の拡大により当社従業員の欠勤者増加、食材の供給停止およびエネルギー等の確保が困難になった場合は、工場の稼働や店舗営業が、縮小または停止する可能性があります。このような人的および営業活動等に大きな被害が発生した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、失業率の低下、有効求人倍率の上昇により、すべての産業で人手不足が発生し労務コストは増加傾向にあります。賃金は上昇しているものの、個人消費は本格的な改善には至っておりません。また、米中貿易摩擦の激化や中東情勢の悪化等、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、有効求人倍率上昇による需給の引き締まった雇用環境や最低賃金の上昇等により、労務費は高止まりしており、依然として厳しい状態が続いております。

このような状況のもと当社グループといたしましては、新規顧客獲得のため、お客さまに来ていただける商品の開発として、新技術や新製法の導入を進めていると同時に、既存店の改装や樹脂製食器の導入など、お客さまが安心安全に御食事頂ける環境作りに取り組んで参りました。また、2020年の健康増進改正法全面施行に伴い、当社では先行し、全店全席禁煙化を段階的に進めて参りました。当初2019年9月を完了予定としておりましたが、お子様連れや若年層のお客様の来店が増える夏休み前の6月1日より実施しております。長年に渡りお客様からご支援を頂いたことで、2019年7月に国内外店舗数が1,500店舗を達成することが出来ました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は1,565億27百万円（前期比1.6%増）、営業利益は95億99百万円（前期比11.1%増）、経常利益は97億31百万円（前期比9.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、不採算店舗の減損損失を計上したことなどにより、49億80百万円（前期比1.9%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、既存店の不振等により、売上高は1,189億88百万円（前期比0.3%減）、円高やEPAの影響による輸入食材価低下から売上総利益が改善したことにより、営業利益は51億16百万円（前期比3.6%増）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、売上高は43億9百万円（前期比6.5%減）、営業利益は78百万円（前期比76.7%増）となりました。

「アジア」は、スクラップアンドビルドの推進による新規顧客の獲得や店舗内外装のデザイン変更を行ったことなどにより、売上高は373億94百万円（前期比8.3%増）、営業利益は43億79百万円（前期比20.2%増）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	10,313	14,705	4,392
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△8,017	△6,016	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△1,770	△1,853	△82
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	37,486	43,189	5,703

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、431億89百万円（前期比57億3百万円増加）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、147億5百万円（前期比43億92百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益74億43百万円、減価償却費62億28百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、60億16百万円（前期比20億円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出54億49百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、18億53百万円（前期比82百万円の増加）となりました。これは、主に自己株式の取得による支出10億円、配当金の支払額9億1百万円等によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	13,017	93.9
豪州(百万円)	4,019	91.0
アジア(百万円)	—	—
合計(百万円)	17,037	93.2

(注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b 受注実績

当社グループは見込生産を行っているため、該当事項はありません。

c 仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	24,981	95.6
豪州(百万円)	—	—
アジア(百万円)	6,704	99.9
合計(百万円)	31,685	96.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	118,988	99.7
豪州(百万円)	145	101.4
アジア(百万円)	37,394	108.3
合計(百万円)	156,527	101.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

下記の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末(2019年8月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、将来事象の結果に依存するため確定できない金額について、仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意した上で会計上の見積りを行っております。実際の結果は、将来事象の結果に特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、需給の引き締まった雇用環境や最低賃金の上昇による労務費の高騰等が利益を圧迫しており、依然として厳しい状況が続いておりますが、既存店改装や全店全席禁煙化の推進など、お客様が安心安全に御食事頂ける環境作りに注力した結果、売上高1,565億27百万円(前期比1.6%増)、経常利益は97億31百万円(前期比9.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益49億80百万円(前期比1.9%減)となりました。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループを取り巻く環境は非常に競争が厳しく、同業他社の店舗数増加によるオーバーストアの状態に加えて、コンビニ等の中食マーケットとの競合も激しさを増しており、当社のドミナント化を図っている地域にも多大な影響が出ております。

④ 戦略的現状と見通し

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、豊かさのある食事をモットーとして、食の安全性や店舗レベルの向上を掲げて、より一層メニュー開発に尽力してまいります。また、中国への進出やファスト・カジュアル店舗の拡大等、グループ企業として、事業拡大に伴う業績、業態ごとの目的を確立することが最大の課題といえます。

今後の出店地域については駅前やショッピングセンターとしており、駐車場を自社で持たない多店舗展開を考えて、新業態共々出店攻勢を掛けてまいります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

当社グループは、消費税及び地方消費税に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、以下の記載金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、店舗の新設、既存店舗の改装、工場の設備改善等に、日本が3,632百万円、アジアが2,386百万円、豪州が66百万円、総額6,085百万円の投資をいたしました。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社・吉川工場 (埼玉県吉川市)	日本	統括業務・ 店舗食材 加工生産 施設	237	19	845 (8,694)	150	1,252	358
神奈川工場 (神奈川県大和市)	日本	店舗食材 加工生産 施設	888	474	1,820 (15,084)	5	3,189	20
福島工場 (福島県白河市)	日本	炊飯加工 生産施設	555	31	691 (118,613)	74	1,354	8
兵庫工場 (兵庫県小野市)	日本	店舗食材 加工生産 施設	807	109	502 (14,996)	2	1,421	19
千葉工場 (千葉県千葉市)	日本	店舗食材 加工生産 施設	2,079	540	1,301 (20,265)	12	3,934	25
店舗 (1,093店舗)	日本	店舗設備	15,243	0	1,330 (11,344)	2,879	19,452	1,668

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定であります。
 2. 従業員数は、正社員の数で、準社員は含まれておりません。
 3. 上記の他、主要な賃借している設備は、次のとおりであります。

事業所名	セグメント の名称	設備の内容	数量	リース期間 (年)	リース料 (百万円)	リース契約 残高 (百万円)
店舗	日本	店舗用土地建物	31店舗	16～25年	367/年	879

(注) 上記のリース契約は全て所有権移転外ファイナンス・リースであります。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名(所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.	オーストラ リア工場 (豪州ヴィク トリア州)	豪州	生産設備	1,316	617	159 (1,200,000)	5	2,098	74

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。
 2. 従業員数は、正社員の数で、準社員は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、今後3年間の景気予測、業界動向、生産計画、投資効率(ROI)等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)サイゼリヤ	日本	2019年度店舗新設	3,228	145	自己資金	2019年9月	2020年9月	56店舗
	日本	2019年度既存店改装	1,726	—	自己資金	2019年9月	2020年9月	—
	日本	店舗食材加工生産施設	1,545	—	自己資金	2019年9月	2020年9月	—
	アジア	2019年度店舗新設及び既存店改装	2,765	125	自己資金	2019年9月	2020年9月	69店舗

(注) 店舗新設の投資予定金額には、店舗を賃借するための敷金及び保証金、並びに建設協力金を含めております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,208,000
計	73,208,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,272,342	52,272,342	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	52,272,342	52,272,342	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ 株式会社サイゼリヤ第2－1回新株予約権

決議年月日	2009年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9
新株予約権の数(個) ※	114
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 11,400
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,645
新株予約権の行使期間 ※	2011年12月2日～2019年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,645 資本組入額 823
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ)又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2019年10月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ロ 株式会社サイゼリヤ第3-1回新株予約権

決議年月日	2009年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8
新株予約権の数（個）※	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,749
新株予約権の行使期間 ※	2012年8月12日～2020年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,749 資本組入額 875
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ハ 株式会社サイゼリヤ第4－1回新株予約権

決議年月日	2009年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4
新株予約権の数（個）※	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,671
新株予約権の行使期間 ※	2013年8月11日～2021年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,671 資本組入額 836
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ニ 株式会社サイゼリヤ第5－1回新株予約権

決議年月日	2009年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の数（個）※	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,314
新株予約権の行使期間 ※	2014年2月22日～2022年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,314 資本組入額 657
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ホ 株式会社サイゼリヤ第6-1回新株予約権

決議年月日	2009年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の数（個）※	540
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 54,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,351
新株予約権の行使期間 ※	2015年5月15日～2023年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,351 資本組入額 676
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

へ 株式会社サイゼリヤ第7-1回新株予約権

決議年月日	2009年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4
新株予約権の数（個）※	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,890
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月15日～2025年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,890 資本組入額 1,445
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ト 株式会社サイゼリヤ第7－2回新株予約権

決議年月日	2014年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 520
新株予約権の数（個）※	799
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 79,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,890
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月30日～2020年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,890 資本組入額 1,445
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

チ 株式会社サイゼリヤ第8-1回新株予約権

決議年月日	2014年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査等委員 3
新株予約権の数(個) ※	360
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,270
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月13日～2026年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,270 資本組入額 1,135
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ)又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2019年10月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

リ 株式会社サイゼリヤ第8－2回新株予約権

決議年月日	2015年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1,389
新株予約権の数（個）※	2,551
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 255,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,270
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月28日～2021年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,270 資本組入額 1,135
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ヌ 株式会社サイゼリヤ第9－2回新株予約権

決議年月日	2017年7月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2,023
新株予約権の数（個）※	2,834
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 283,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,445
新株予約権の行使期間 ※	2019年7月27日～2022年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,445 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ル 株式会社サイゼリヤ第10－2回新株予約権

決議年月日	2018年1月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2,038
新株予約権の数（個）※	3,065
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 306,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,869
新株予約権の行使期間 ※	2020年1月26日～2023年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,869 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

フ 株式会社サイゼリヤ第11－2回新株予約権

決議年月日	2019年1月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2,002
新株予約権の数（個）※	3,077
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 307,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,070
新株予約権の行使期間 ※	2021年1月25日～2024年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,070 資本組入額 1,035
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2019年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2002年10月18日 (注)	12,062	52,272	—	8,612	—	9,007

(注) 株式分割(1株を1.3株に分割)

(5) 【所有者別状況】

2019年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	29	27	229	175	47	44,029	44,536	—
所有株式数 (単元)	—	64,262	8,770	46,169	69,800	204	332,854	522,059	66,442
所有株式数 の割合(%)	—	12.3	1.7	8.8	13.4	0.0	63.8	100.0	—

- (注) 1. 自己株式2,673,159株は「個人その他」に26,731単元(2,673,100株)及び「単元未満株式の状況」に59株を含めて記載しております。
2. 上記の「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ6単元(600株)及び98株含まれております。
3. 「金融機関」には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式6,888単元が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
正垣 泰彦	東京都港区	15,249	30.74
株式会社バベット	千葉県船橋市宮本2丁目9-4	4,455	8.98
サイゼリヤ従業員持株会	埼玉県吉川市旭2-5	1,822	3.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,352	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	966	1.95
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2,0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (新宿区新宿6丁目27番30号)	813	1.64
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	688	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	637	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	548	1.11
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEWYORK, NY 10286, U. S. A (港区港南2丁目15-1 品川インターシ ティA棟)	456	0.92
計	—	26,991	54.42

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,352千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	966千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	688千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	637千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	548千株

3. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有株式は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E-S-O-P)」制度の信託口として保有する当社株式であります。なお、当該株式は、連結財務諸表及び財務諸表においては自己株式として表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,673,100	—	—
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 49,532,800	495,328	—
単元未満株式	普通株式 66,442	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,272,342	—	—
総株主の議決権	—	495,328	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には(株)証券保管振替機構名義の株式が600株、また、議決権の数には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として所有する当社株式688,800株、また議決権の数には6,888個を含めております。

② 【自己株式等】

2019年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社サイゼリヤ	埼玉県吉川市旭2-5	2,673,100	—	2,673,100	5.11
計	—	2,673,100	—	2,673,100	5.11

(注) 従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式688,800株は、上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 株式付与ESOP制度

a 制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

b 従業員等に取得させる予定の株式の総数

700,000株

c 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員

② 役員向け株式報酬制度

a 制度の概要

本制度においては、当社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするために譲渡制限付株式報酬として金銭報酬を支給することができ、当該譲渡制限付株式報酬を支給された各対象取締役は、当該金銭報酬に係る金銭報酬債権（但し、単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。）を当社が新たに発行し又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式を引き受けるものといたします。

b 対象取締役に取得させる予定の株式の総数

年100,000株以内

c 当該役員向け株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象取締役

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得、会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2019年1月9日)での決議状況 (取得期間2019年1月10日～2019年2月20日)	500,000	1,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	489,600	999
残存決議株式の総数及び価額の総額	10,400	1
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.08	0.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	2.08	0.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	396	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	700	—
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(ストック・オプションの 権利行使)	26,200	45	1,400	2
その他(譲渡制限付株式報酬によ る自己株式の処分)	33,100	55	—	—
保有自己株式数	2,673,159	—	2,671,759	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2019年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度導入において設定した資産管理サービス信託(信託E口)が保有する株式数688,800株は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり18円の配当を実施することを決定しました。この結果、当期の配当性向は41.6%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、新規店舗出店等の設備投資資金に充当するとともに、既存店の改装、設備等の補強資金に活用し、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうため、「毎年2月末日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月27日 定時株主総会決議	892	18

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループは「日々の価値ある食事の提案と挑戦」という経営理念にもとづき、食を通じて社会貢献をしていく事が最重要課題と考えております。

そのために、健全性と透明性の原則を守り、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、株主をはじめ各ステークスホルダーとの円滑な関係の構築を通じつつ、長期的・継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制

当社は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置を通じて取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化が図れるものと判断しております。

1) 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。取締役会は原則1ヶ月に1回開催され、当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。

取締役会の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役会長	正垣 泰彦
代表取締役社長	堀埜 一成
取締役	長岡 伸
取締役（社外）	島崎 孝二
常勤監査等委員	柴田 良平
監査等委員（社外）	渡辺 晋
監査等委員（社外）	松田 道春

2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、提出日現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と連携しリスク管理体制の構築に努めております。さらに、監査等委員会を定期的に関催し、監査等委員である取締役間での情報・意見交換を行い経営監視機能の向上をはかっております。

監査等委員会の構成員は、常勤監査役を機関の長として、次のとおりであります。

常勤監査等委員	柴田 良平
監査等委員（社外）	渡辺 晋
監査等委員（社外）	松田 道春

3) 経営会議

経営会議は取締役会の基本方針に基づき、各部門責任者で構成され、その業務の執行状態及び事業計画について審議いたします。

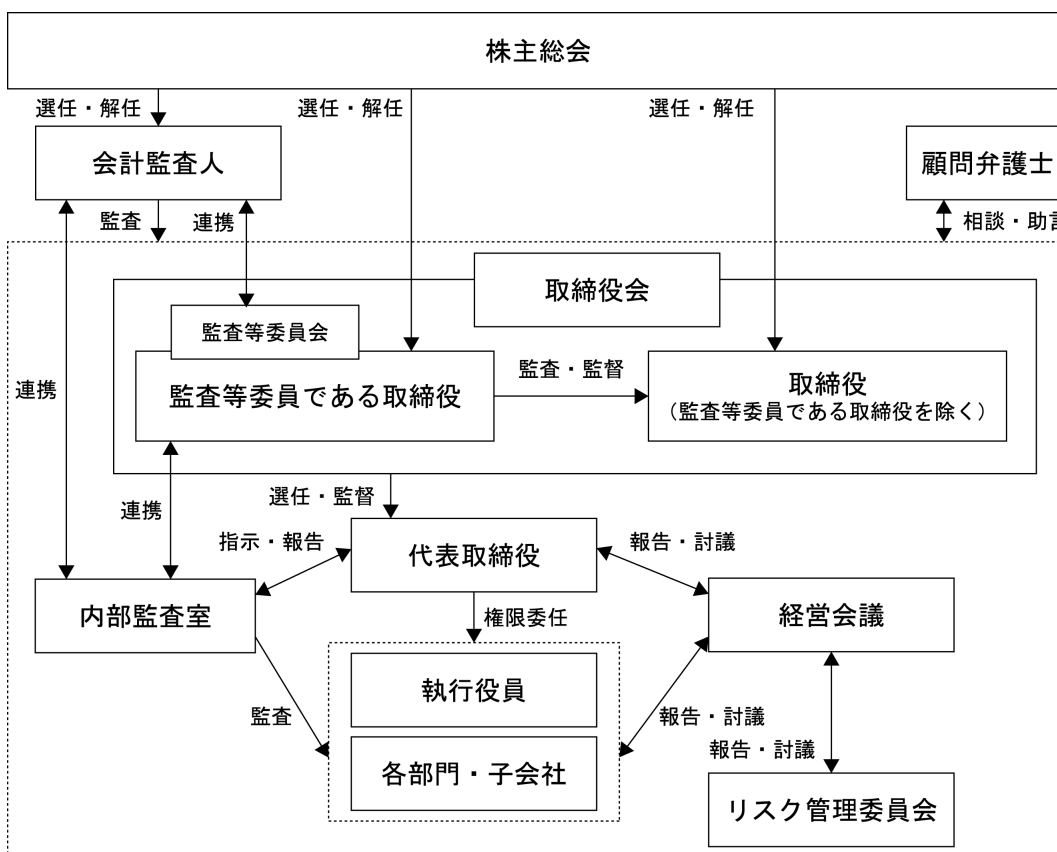
会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために、直接監査等委員である取締役が出席、または議事録を確認し、有効・適切な監査が行われるようにしております。

経営会議の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役会長	正垣 泰彦
代表取締役社長	堀埜 一成
取締役	長岡 伸
取締役（社外）	島崎 孝二
常勤監査等委員	柴田 良平
監査等委員（社外）	渡辺 晋
監査等委員（社外）	松田 道春
その他執行役員等	

ロ. 会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係は、以下のとおりであります。
(提出日現在)



当社は執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行は代表取締役の指揮命令のもと各部門担当執行役員が責任と権限を委任され、それぞれの担当業務を遂行しております。

ハ 企業統治の体制を採用する理由

監査等委員会設置会社として、迅速な意思決定と取締役会の活性により、効率的な経営システムの実現を図っており、監査等委員である取締役による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面で、十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念である「日々の価値ある食事の提案と挑戦」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理の遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス(法令遵守)の構築・整備・維持にあたる。

監査等委員である取締役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査等委員である取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の関連規定等を改正し、必要な関連規定を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。

監査等委員である取締役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し、改善に努める。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P-D-C-Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査等委員である取締役と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を人選・配置する。

監査等委員である取締役の配置下に入った使用人は、監査等委員である取締役の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制、その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員である取締役が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査等委員である取締役へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項 (2) 毎月の経営状況として重要な事項 (3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 (4) 重大な法令・定款違反 (5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容 (6) その他コンプライアンス上重要な事項 (7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査等委員である取締役は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を読覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

ロ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

ハ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

ニ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

1) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

2) 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施費を機動的に施行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員 の 状況】

① 役員一覽

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率—%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	正垣 泰彦	1946年1月6日生	1968年4月 レストラン サイゼリヤ創業 1973年5月 (株)マリアーナ商会(現・当社)を設立 代表取締役社長就任 2009年4月 代表取締役会長就任(現任)	(注)3	15,249
代表取締役 社長	堀埜 一成	1957年2月7日生	2000年4月 当社入社 2000年5月 商品3部長 2000年11月 取締役就任 2008年11月 エンジニアリング部長 2009年4月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	86
取締役 海外事業本部長	長岡 伸	1962年8月4日生	1986年7月 当社入社 1995年3月 商品部長 1996年11月 取締役就任(現任) 2010年5月 組織開発本部長 2018年12月 海外事業本部長(現任)	(注)3	22
取締役	島崎 孝二	1952年8月10日生	1977年4月 味の素株式会社入社 2002年7月 味の素エンジニアリング2001 (タイランド)社 社長 2005年7月 味の素株式会社 理事 生産戦略部長 2007年7月 味の素エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2016年11月 取締役就任(現任)	(注)3	1
取締役 (常勤監査等委員)	柴田 良平	1959年7月6日生	2000年5月 当社入社 2000年11月 取締役就任 2009年4月 総務部長兼財務担当 2010年1月 内部監査室長 2010年11月 執行役員就任 2012年11月 常勤監査役就任 2016年11月 取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	(注)4	0
取締役 (監査等委員)	渡辺 晋	1956年5月9日生	1980年4月 三菱地所株式会社入社 1992年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2002年3月 山下・渡辺法律事務所開設代表(現任) 2016年11月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	1
取締役 (監査等委員)	松田 道春	1961年2月14日生	1983年4月 中小企業金融公庫入社 1998年1月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 2006年6月 同法人パートナー就任 2017年9月 同法人退所 2017年9月 松田公認会計士事務所所長就任(現任) 2018年11月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	—
計					15,360

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 島崎孝二氏、渡辺晋氏及び松田道春氏は、社外取締役であります。
3. 2019年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2018年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、うち監査等委員である社外取締役は2名であります。

社外取締役島崎孝二氏は、国際事業における豊富な知識と経験を有しております。

社外取締役渡辺晋氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しております。

社外取締役松田道春氏は、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験を有しております。

当社と社外取締役との間には特別な利害関係はありません。なお、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員には、渡辺晋氏及び松田道春氏を選任しております。

当社は、高い独立性および専門的な知見を持った社外取締役を選任している状況にあるため、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席するとともに、内部監査部門及び会計監査人と相互に連携して効率的な監査を実施するよう努めており、客観的な立場による監視機能強化の役割を担っております。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めておりませんが、その選任にあたっては、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。

監査等委員である取締役は、取締役会に必ず出席します。その他の事業部門で店舗出店等に関して、重要と思われる会合に出席しています。内部監査部門及び会計監査人とも連絡を取り合っております。

なお、社外監査等委員の松田道春氏は、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直属の内部監査室を設け専任者4名を配置し、国内全部門並びに子会社を対象に監査計画に基づき監査を実施し、業務執行の適正性を確保するとともに、業務改善に向けた具体的な助言や勧告を行い、監査状況は全て社長に報告されています。

監査等委員、監査法人、内部監査室は必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の執行性確保に努めております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。

i 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 小松 聡

業務執行社員 公認会計士 大和田貴之

ii 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 11名

iii 監査法人の選定方針と理由

当社が有限責任監査法人トーマツを選定するにあたっては、監査法人の概要（品質管理体制、会社法上の欠格事由への該当の有無、独立性等を含む）、監査の実施体制（監査計画、監査チームの編成等）、監査報酬見積額等を総合的に判断して、選解任や不再任の可否等について判断しております。

iv 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理、監査チームの独立性や専門性等、監査報酬等、監査等委員等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスクについて評価し、すべてにおいて適切または問題ないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) i からiiiの規定に経過措置を適用しております。

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	—	53	10
連結子会社	—	—	—	—
計	50	—	53	10

(注) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)の適用に関するアドバイザー業務等についての対価を支払っております。

b その他重要な報酬の内容

当社の連結子会社は、監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツリミテッドのメンバーファームに、監査証明業務及び税務業務等の非監査業務を委託しております。前連結会計年度及び当連結会計年度に関する連結子会社のデロイトトウシュートマツリミテッドのメンバーファームに対する報酬額は下記のとおりです。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
連結子会社	50	10	48	14

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、税務申告業務等であります。

c 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

d 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬の額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）全員及び監査等委員である取締役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

i 取締役の報酬の基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬構成は、基本報酬、株式報酬型ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬で構成しております。各報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44回定時株主総会に基づき、基本報酬年額500百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）、株式報酬型ストック・オプション年額200百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）、譲渡制限付株式報酬年額200百万円以内、年10万株以内（社外取締役に支給しない）となっております。

ii 監査等委員の報酬の基本方針

監査等委員である取締役の報酬構成は、基本報酬、株式報酬型ストック・オプションで構成しております。各報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44回定時株主総会に基づき、基本報酬年額50百万円以内、株式報酬型ストック・オプション年額20百万円以内となっております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	214 (2)	182 (2)	—	31	—	7 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16 (4)	16 (4)	— (—)	—	—	4 (3)

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年9月1日から2019年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年9月1日から2019年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、監査法人等の主催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,486	43,266
テナント未収入金	※1 1,276	※1 1,979
商品及び製品	6,372	5,653
原材料及び貯蔵品	700	855
その他	4,153	4,260
流動資産合計	49,989	56,015
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 25,677	※2 24,228
機械装置及び運搬具（純額）	※2 2,184	※2 1,792
工具、器具及び備品（純額）	※2 4,929	※2 4,306
土地	6,939	6,919
リース資産（純額）	※2 94	※2 85
建設仮勘定	356	439
有形固定資産合計	40,182	37,771
無形固定資産	750	685
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 259	※3 259
敷金及び保証金	10,217	10,308
建設協力金	480	310
繰延税金資産	2,782	3,433
その他	248	199
貸倒引当金	△13	△13
投資その他の資産合計	13,974	14,498
固定資産合計	54,907	52,955
資産合計	104,896	108,970

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,886	5,792
リース債務	9	9
未払法人税等	970	1,837
賞与引当金	1,271	1,410
株主優待引当金	249	189
資産除去債務	48	63
デリバティブ負債	—	101
その他	6,252	6,892
流動負債合計	14,688	16,296
固定負債		
株式給付引当金	478	628
リース債務	94	85
繰延税金負債	30	25
資産除去債務	5,992	6,535
その他	214	221
固定負債合計	6,811	7,496
負債合計	21,499	23,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,612	8,612
資本剰余金	10,631	10,663
利益剰余金	67,727	71,807
自己株式	△6,020	△6,887
株主資本合計	80,951	84,196
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,017	353
その他の包括利益累計額合計	2,017	353
新株予約権	427	627
純資産合計	83,396	85,177
負債純資産合計	104,896	108,970

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
売上高	154,063	156,527
売上原価	56,268	56,277
売上総利益	97,795	100,250
販売費及び一般管理費	※1 89,154	※1 90,651
営業利益	8,640	9,599
営業外収益		
受取利息	228	254
受取配当金	0	—
補助金収入	30	24
その他	70	65
営業外収益合計	329	344
営業外費用		
支払利息	2	4
為替差損	30	69
デリバティブ評価損	—	101
その他	41	36
営業外費用合計	74	212
経常利益	8,895	9,731
特別利益		
補償金収入	70	15
新株予約権戻入益	5	—
その他	—	0
特別利益合計	76	16
特別損失		
減損損失	※2 1,228	※2 2,170
固定資産除却損	※3 81	※3 93
店舗閉店損失	58	40
特別損失合計	1,368	2,304
税金等調整前当期純利益	7,603	7,443
法人税、住民税及び事業税	2,676	3,148
法人税等調整額	△147	△685
法人税等合計	2,529	2,462
当期純利益	5,074	4,980
親会社株主に帰属する当期純利益	5,074	4,980

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
当期純利益	5,074	4,980
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△636	△1,664
その他の包括利益合計	※ △636	※ △1,664
包括利益	4,437	3,316
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,437	3,316
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,612	10,556	63,557	△5,191	77,535
当期変動額					
剰余金の配当			△904		△904
親会社株主に帰属する当期純利益			5,074		5,074
自己株式の取得				△970	△970
自己株式の処分		74		141	216
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	74	4,169	△828	3,416
当期末残高	8,612	10,631	67,727	△6,020	80,951

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,654	2,654	222	80,412
当期変動額				
剰余金の配当				△904
親会社株主に帰属する当期純利益				5,074
自己株式の取得				△970
自己株式の処分				216
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△636	△636	205	△431
当期変動額合計	△636	△636	205	2,984
当期末残高	2,017	2,017	427	83,396

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,612	10,631	67,727	△6,020	80,951
当期変動額					
剰余金の配当			△900		△900
親会社株主に帰属する当期純利益			4,980		4,980
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		32		133	165
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	32	4,079	△867	3,244
当期末残高	8,612	10,663	71,807	△6,887	84,196

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,017	2,017	427	83,396
当期変動額				
剰余金の配当				△900
親会社株主に帰属する当期純利益				4,980
自己株式の取得				△1,000
自己株式の処分				165
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,664	△1,664	199	△1,464
当期変動額合計	△1,664	△1,664	199	1,780
当期末残高	353	353	627	85,177

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,603	7,443
減価償却費	6,297	6,228
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△98	153
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	149	150
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	95	△60
受取利息及び受取配当金	△228	△254
支払利息	2	4
為替差損益 (△は益)	61	47
デリバティブ評価損益 (△は益)	—	101
固定資産除却損	81	93
店舗閉店損失	58	40
減損損失	1,228	2,170
補償金収入	△70	△15
新株予約権戻入益	△5	—
テナント未収入金の増減額 (△は増加)	△58	△702
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△478	473
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△603	△173
買掛金の増減額 (△は減少)	410	1
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△675	778
その他	331	281
小計	14,098	16,761
利息及び配当金の受取額	194	224
利息の支払額	△2	△4
法人税等の支払額	△4,048	△2,290
補償金の受取額	70	15
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,313	14,705
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△80
有形固定資産の取得による支出	△7,362	△5,449
無形固定資産の取得による支出	△315	△153
敷金・保証金・建設協力金の支出	△489	△587
敷金・保証金・建設協力金の回収による収入	502	590
貸付けによる支出	—	△44
その他投資に関する収入及び支出 (△は支出)	△352	△291
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,017	△6,016

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△970	△1,000
ストックオプションの行使による収入	105	48
配当金の支払額	△905	△901
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,770	△1,853
現金及び現金同等物に係る換算差額	△450	△1,132
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	75	5,703
現金及び現金同等物の期首残高	37,410	37,486
現金及び現金同等物の期末残高	※1 37,486	※1 43,189

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.

上海薩莉亜餐飲有限公司

広州薩莉亜餐飲有限公司

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司

北京薩莉亜餐飲管理有限公司

HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED

SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.

(2) 非連結子会社の名称等

広州サイゼリヤ食品有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

広州サイゼリヤ食品有限公司

(持分法の範囲から除いた理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD. 及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD. の決算日は、連結決算日と一致しております。

上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司及びHONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDの決算日は、12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、6月30日に仮決算を行い、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ

時価法

② たな卸資産

商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

製品及び原材料

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具2～20年、工具及び備品2～20年であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなります。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

在外連結子会社

- ・「リース」(IFRS第16号 2019年1月1日)

(1) 概要

本会計基準等は、借り手は原則すべてのリースについて資産および負債の認識をすること等を中心に改正したものです。

(2) 適用予定日

2020年8月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」548百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,782百万円に含めて表示しております。

(追加情報)

(従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度)

当社は、2017年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2017年8月4日より、パートアルバイト含む従業員に対して自社の株式を使った従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランの導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度22億78百万円、698,900株、当連結会計年度22億45百万円、688,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1. テナント未収入金

ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

※2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
	54,325百万円	57,844百万円

※3. 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
投資有価証券	259百万円	259百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
従業員給与・賞与	36,789百万円	37,526百万円
賞与引当金繰入額	1,043	1,295
退職給付費用	784	654
株主優待引当金繰入額	246	171
株式給付引当金繰入額	84	155
減価償却費	5,429	5,270
賃借料	20,235	20,673
水道光熱費	6,153	6,305
福利厚生費	7,384	7,448

※2. 減損損失

当社及び連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

場所	日本、中国他
用途	人事管理システム、店舗資産(105店舗)等
種類	無形固定資産仮勘定、建物他
減損損失	1,228百万円

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、グルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、当初想定していた費用削減効果が確実に見込めなくなった人事管理システムについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。それらの内訳は、建物及び構築物809百万円、無形固定資産仮勘定180百万円、その他239百万円であります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

場所	日本、中国他
用途	店舗資産(162店舗)等
種類	建物他
減損損失	2,170百万円

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、グルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。それらの内訳は、建物及び構築物1,711百万円、その他458百万円あります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

※3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
建物及び構築物	53百万円	53百万円
その他	28	39
計	81	93

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△636百万円	△1,664百万円
その他の包括利益合計	△636	△1,664

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式	52,272	—	—	52,272
合計	52,272	—	—	52,272
自己株式				
普通株式(注1,2)	2,730	301	91	2,940
合計	2,730	301	91	2,940

(注)1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首700千株、当連結会計年度末698千株)が含まれております。

2. (変動事由の概要)

普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の増加0千株は、譲渡制限付株式報酬の権利失効によるものであります。

普通株式の増加300千株は、2018年1月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

普通株式の減少63千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

普通株式の減少26千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

普通株式の減少1千株は、株式給付信託(J-E S O P)の給付によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	427
合計		—	—	—	—	—	427

(注)上記のうち141百万円については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年11月28日 定時株主総会	普通株式	904	18	2017年8月31日	2017年11月29日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年11月28日 定時株主総会	普通株式	900	利益剰余金	18	2018年8月31日	2018年11月29日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式	52,272	—	—	52,272
合計	52,272	—	—	52,272
自己株式				
普通株式(注1,2)	2,940	490	69	3,361
合計	2,940	490	69	3,361

(注)1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首698千株、当連結会計年度末688千株)が含まれております。

2. (変動事由の概要)

普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の増加0千株は、譲渡制限付株式報酬の権利失効によるものであります。

普通株式の増加489千株は、2019年1月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

普通株式の減少26千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

普通株式の減少33千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

普通株式の減少10千株は、株式給付信託(J-E S O P)の給付によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	627
合計		—	—	—	—	—	627

(注)上記のうち2百万円については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月28日 定時株主総会	普通株式	900	18	2018年8月31日	2018年11月29日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月27日 定時株主総会	普通株式	892	利益剰余金	18	2019年8月31日	2019年11月28日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
現金及び預金勘定	37,486百万円	43,266百万円
預金期間が3か月を超える定期預金	—	△76
現金及び現金同等物	37,486	43,189

2. 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	1,054百万円	745百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

店舗建物であります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、リース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2018年8月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
土地建物	5,471	4,470	454	547
合計	5,471	4,470	454	547

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2019年8月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
土地建物	4,914	4,136	519	258
合計	4,914	4,136	519	258

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	395	327
1年超	879	552
合計	1,274	879
リース資産減損勘定の残高	222	228

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
支払リース料	410	367
リース資産減損勘定の 取崩額	59	59
減価償却費相当額	223	171
支払利息相当額	83	61
減損損失	—	65

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
1年内	1,708	1,608
1年超	4,031	3,531
合計	5,739	5,139

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるテナント未収入金は、出店しているショッピングセンター及び百貨店等の信用リスクに晒されております。また、事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金、建設協力金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引等であります。

為替予約取引等は、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

敷金・保証金、建設協力金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

子会社株式以外の投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規則に基づき、適切に行われております。また、四半期ごとに経理部門において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

前連結会計年度(2018年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	37,486	37,486	—
(2) テナント未収入金	1,276	1,276	—
(3) 敷金及び保証金 貸倒引当金(*1)	10,217 △12		
	10,204	10,204	0
(4) 建設協力金 貸倒引当金(*1)	480 △0		
	479	479	0
資産計	49,446	49,446	0
(1) 買掛金	5,886	5,886	—
(2) 未払法人税等	970	970	—
負債計	6,856	6,856	—

(*1) 敷金及び保証金、建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2019年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	43,266	43,266	—
(2) テナント未収入金	1,979	1,979	—
(3) 敷金及び保証金	10,308		
貸倒引当金(*1)	△12		
	10,295	10,303	8
(4) 建設協力金	310		
貸倒引当金(*1)	△0		
	310	310	0
資産計	55,851	55,860	8
(1) 買掛金	5,792	5,792	—
(2) 未払法人税等	1,837	1,837	—
負債計	7,630	7,630	—
デリバティブ取引(*2)	(101)	(101)	—

(*1) 敷金及び保証金、建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) テナント未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金、(4) 建設協力金

その将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値を基に算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引における期末の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
非上場株式	259	259

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含んでおりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	37,486	—	—	—
テナント未収入金	1,276	—	—	—
敷金及び保証金	3,987	4,437	1,525	266
建設協力金	175	274	30	0
合計	42,925	4,711	1,556	266

当連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	43,266	—	—	—
テナント未収入金	1,979	—	—	—
敷金及び保証金	3,462	4,772	1,858	214
建設協力金	122	165	22	—
合計	48,830	4,938	1,881	214

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年8月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引買建				
	オーストラリアドル	450	—	△21	△21
	ユーロ	1,416	—	△79	△79
	合計	1,866	—	△101	△101

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づく確定拠出年金制度のほか、調整年金制度として外食産業ジェフ厚生年金基金に加入しております。

当該厚生年金基金は、複数事業主制度の総合設立型の厚生年金基金であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。当該年金基金は、2018年4月1日付で、厚生労働大臣から将来期間分の代行返上の認可を受け、2019年1月1日付で厚生労働大臣より代行返上の認可を受け解散したため、同日付で外食産業ジェフ企業年金基金へ移行しております。当該厚生年金基金の解散による追加負担額の発生はありません。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度432百万円、当連結会計年度273百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 2018年3月31日現在
年金資産の額	222,551百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	229,089
差引額	△6,538

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前連結会計年度 8.23% (2017年9月1日 至 2018年8月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高(前連結会計年度2,129百万円)及び当年度不足金(前連結会計年度4,408百万円)であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は元利均等償却であり、当社は、当期の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金(前連結会計年度16百万円)を退職給付費用として計上しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。また、当社が加入していた外食産業ジェフ企業年金基金は、2019年1月1日付で厚生労働大臣の認可を受け解散いたしました。これに伴い、後継制度として外食産業ジェフ企業年金基金へ同日付で移行しておりますが、制度移行に伴い金額が確定していないため、記載を省略しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度405百万円、当連結会計年度419百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
売上原価	10	10
販売費及び一般管理費	217	202

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
新株予約権戻入益	5	—

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2－1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 56,000株
付与日	2009年12月17日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2009年12月17日 至2011年12月1日
権利行使期間	自2011年12月2日 至2019年12月1日

	第3－1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 24,000株
付与日	2010年8月26日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2010年8月26日 至2012年8月11日
権利行使期間	自2012年8月12日 至2020年8月11日

	第4－1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 12,000株
付与日	2011年8月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2011年8月25日 至2013年8月10日
権利行使期間	自2013年8月11日 至2021年8月10日

	第5－1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 30,000株
付与日	2012年3月7日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2012年3月7日 至2014年2月21日
権利行使期間	自2014年2月22日 至2022年2月21日

	第6－1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 90,000株
付与日	2013年5月29日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2013年5月29日 至2015年5月28日
権利行使期間	自2015年5月15日 至2023年5月14日

	第7－1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 10,000株
付与日	2015年7月29日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2015年7月29日 至2017年7月28日
権利行使期間	自2017年7月15日 至2025年7月14日

	第7－2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 520名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 79,900株
付与日	2015年7月29日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2015年7月29日 至2017年7月28日
権利行使期間	自2017年7月30日 至2020年7月29日

	第8－1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名、 当社監査等委員 3名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 39,000株
付与日	2016年7月27日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2016年7月29日 至2018年7月28日
権利行使期間	自2018年7月13日 至2026年7月12日

	第8－2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1,389名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 255,100株
付与日	2016年7月27日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2016年7月29日 至2018年7月28日
権利行使期間	自2018年7月28日 至2021年7月27日

	第9－2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2,023名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 283,400株
付与日	2017年7月26日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2017年7月27日 至2019年7月26日
権利行使期間	自2019年7月27日 至2022年7月26日

	第10－2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2,038名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 306,500株
付与日	2018年1月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2018年1月26日 至2020年1月25日
権利行使期間	自2020年1月26日 至2023年1月25日

	第11－2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2,002名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 307,700株
付与日	2019年1月24日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2019年1月25日 至2021年1月24日
権利行使期間	自2021年1月25日 至2024年1月24日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2-1回 新株予約権	第3-1回 新株予約権	第4-1回 新株予約権	第5-1回 新株予約権	第6-1回 新株予約権	第7-1回 新株予約権
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	18,600	3,000	3,000	5,000	61,000	10,000
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	7,200	—	—	—	7,000	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	11,400	3,000	3,000	5,000	54,000	10,000

	第7-2回 新株予約権	第8-1回 新株予約権	第8-2回 新株予約権	第9-2回 新株予約権	第10-2回 新株予約権	第11-2回 新株予約権
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	283,400	306,500	—
付与	—	—	—	—	—	307,700
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	283,400	—	—
未確定残	—	—	—	—	306,500	307,700
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	79,900	39,000	264,100	—	—	—
権利確定	—	—	—	283,400	—	—
権利行使	—	3,000	9,000	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	79,900	36,000	255,100	283,400	—	—

② 単価情報

	第2-1回 新株予約権	第3-1回 新株予約権	第4-1回 新株予約権	第5-1回 新株予約権	第6-1回 新株予約権	第7-1回 新株予約権
権利行使価格(円)	1,645	1,749	1,671	1,314	1,351	2,890
行使時平均株価(円)	2,421	—	—	—	2,443	—
付与日における 公正な評価単価(円)	540	394	220	269	165	820

	第7-2回 新株予約権	第8-1回 新株予約権	第8-2回 新株予約権	第9-2回 新株予約権	第10-2回 新株予約権	第11-2回 新株予約権
権利行使価格(円)	2,890	2,270	2,270	3,445	3,869	2,070
行使時平均株価(円)	—	2,589	2,560	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	646	806	647	545	652	473

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第11-2回新株予約権
株価変動性(注) 1	34.73%
予想残存期間(注) 2	3.5年
予想配当(注) 3	18円/株
無リスク利率(注) 4	-0.159%

(注) 1. 3.5年(2015年7月25日から2019年1月24日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2018年8月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	125百万円	155百万円
賞与引当金	302	335
株式給付引当金	145	191
資産除去債務	1,681	1,857
減損損失	906	1,226
その他	411	419
繰延税金資産小計	3,572	4,185
評価性引当額	△141	△142
繰延税金資産合計	3,431	4,043
繰延税金負債		
資産除去債務	△676	△633
その他	△3	△0
繰延税金負債合計	△679	△634
繰延税金資産の純額	2,751	3,408

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4	1.8
住民税均等割	4.8	4.9
連結子会社の適用税率差異	△3.4	△4.1
その他	△1.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3	33.1

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に、使用見込期間を取得から14年から20年と見積り、割引率は0.0%から1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
期首残高	5,077百万円	6,041百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	255	249
時の経過による調整額	38	36
資産除去債務の履行による減少額	△132	△203
為替換算差額	4	△22
見積りの変更による増加額	798	496
期末残高	6,041	6,598

(4) 資産除去債務の見積りの変更

不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して、見積りの変更を行いました。これによる増加額496百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、外食事業を営んでおり、国内においては当社が食材の製造及び店舗運営を、海外では、豪州においては主に当社で使用する食材の製造等を、中国(上海市、広州市、北京市)、台湾、香港、シンガポールにおいては店舗運営を、現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、外食事業を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「豪州」及び「アジア」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益(のれん償却前)ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	豪州	アジア	計	
売上高					
外部顧客への売上高	119,405	143	34,514	154,063	154,063
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	4,465	—	4,465	4,465
計	119,405	4,608	34,514	158,528	158,528
セグメント利益	4,938	44	3,643	8,626	8,626
セグメント資産	87,556	7,979	18,914	114,451	114,451
その他の項目					
減価償却費	4,221	207	1,868	6,297	6,297
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,735	75	1,479	7,290	7,290

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	豪州	アジア	計	
売上高					
外部顧客への売上高	118,988	145	37,394	156,527	156,527
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	4,164	—	4,164	4,164
計	118,988	4,309	37,394	160,691	160,691
セグメント利益	5,116	78	4,379	9,573	9,573
セグメント資産	90,249	7,218	21,099	118,567	118,567
その他の項目					
減価償却費	4,196	188	1,843	6,228	6,228
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,532	21	2,031	5,585	5,585

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	158,528	160,691
セグメント間取引消去	△4,465	△4,164
連結財務諸表の売上高	154,063	156,527

(単位：百万円)

営業利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,626	9,573
セグメント間取引消去	13	25
連結財務諸表の営業利益	8,640	9,599

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	114,451	118,567
投資と資本の相殺消去	△8,602	△8,602
その他の調整額	△953	△995
連結財務諸表の資産合計	104,896	108,970

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	豪州	アジア	合計
33,321	2,535	4,325	40,182

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	豪州	アジア	合計
31,439	2,098	4,233	37,771

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

(単位：百万円)

	日本	豪州	アジア	合計
減損損失	1,050	—	178	1,228

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：百万円)

	日本	豪州	アジア	合計
減損損失	2,076	—	93	2,170

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

(イ)役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)4	科目	期末残高(百万円)(注)4
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	南白河高原農場	福島県西白河郡西郷村	3	農産物の生産、加工及び販売	なし(注)2	当社と委託栽培契約を締結しており、当社への販売を主たる業務としている。	委託農産物の購入(注)1	482	買掛金	39
							業務委託費の支払い(注)3	66	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、他の契約農家と同一条件であります。
2. 当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、当社代表取締役正垣泰彦が営業資金の貸付けを行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)4	科目	期末残高(百万円)(注)4
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	南白河高原農場	福島県西白河郡西郷村	3	農産物の生産、加工及び販売	なし(注)2	当社と委託栽培契約を締結しており、当社への販売を主たる業務としている。	委託農産物の購入(注)1	503	買掛金	48
							業務委託費の支払い(注)3	88	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、他の契約農家と同一条件であります。
2. 当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、当社代表取締役正垣泰彦が営業資金の貸付けを行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)1	科目	期末残高(百万円)(注)1
役員	堀埜 一成	—	—	当社代表取締役	被所有 直接 0.1%	—	ストック・オプションの権利行使(注)2	11	—	—
							自己株式の処分(注)3	14	—	—
役員	益岡 伸之	—	—	当社取締役	被所有 直接 0.1%	—	ストック・オプションの権利行使(注)2	10	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。
3. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)1	科目	期末残高 (百万円) (注)1
役員	堀埜 一成	—	—	当社 代表取締役	被所有 直接 0.1%	—	ストック・オ プシヨンの権 利行使(注)2	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり純資産額	1,681.87円	1,728.67円
1株当たり当期純利益金額	102.69円	101.48円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	102.37円	101.41円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,074	4,980
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,074	4,980
期中平均株式数(千株)	49,414	49,079
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	151	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	第9-2回新株予約権2,834個。 第10-2回新株予約権3,065個。	第7-1回新株予約権100個 第7-2回新株予約権799個 第8-1回新株予約権300個 第8-2回新株予約権2,551個 第9-2回新株予約権2,834個 第10-2回新株予約権3,065個

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度699千株であり、当連結会計年度692千株であります。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度698千株であり、当連結会計年度688千株であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	9	9	2.15	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	94	85	2.15	2020年9月30日～ 2028年9月30日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	104	94	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	9	9	9	9

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	38,332	75,577	115,782	156,527
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	1,877	2,848	5,700	7,443
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,281	1,826	3,782	4,980
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	25.97	37.08	76.97	101.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額(円)	25.97	11.09	40.00	24.50

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,488	26,577
テナント未収入金	※1 1,276	※1 1,979
商品及び製品	5,519	4,859
原材料及び貯蔵品	372	534
前払費用	1,676	1,636
その他	964	1,010
流動資産合計	32,297	36,598
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	21,236	20,002
構築物（純額）	266	268
機械及び装置（純額）	1,425	1,175
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	3,356	2,837
土地	6,759	6,759
リース資産（純額）	94	85
建設仮勘定	182	311
有形固定資産合計	33,321	31,439
無形固定資産		
借地権	48	36
商標権	6	6
ソフトウェア	434	344
電話加入権	57	57
無形固定資産仮勘定	193	231
無形固定資産合計	739	676
投資その他の資産		
関係会社株式	8,862	8,862
長期前払費用	152	111
繰延税金資産	2,564	3,210
敷金及び保証金	9,073	8,985
建設協力金	480	310
店舗賃借仮勘定	※2 31	※2 33
その他	45	33
貸倒引当金	△13	△13
投資その他の資産合計	21,196	21,534
固定資産合計	55,258	53,650
資産合計	87,556	90,249

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,732	4,533
リース債務	9	9
未払金	3,545	3,558
未払費用	148	165
未払法人税等	766	1,538
未払消費税等	332	892
預り金	423	505
前受収益	3	3
賞与引当金	994	1,104
株主優待引当金	249	189
設備関係未払金	319	305
デリバティブ負債	—	101
資産除去債務	36	55
その他	80	117
流動負債合計	11,642	13,080
固定負債		
株式給付引当金	478	628
リース債務	94	85
資産除去債務	5,421	5,930
その他	194	190
固定負債合計	6,189	6,835
負債合計	17,831	19,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,612	8,612
資本剰余金		
資本準備金	9,007	9,007
その他資本剰余金	1,624	1,656
資本剰余金合計	10,631	10,663
利益剰余金		
利益準備金	2,153	2,153
その他利益剰余金		
別途積立金	50,610	52,510
繰越利益剰余金	3,310	2,653
利益剰余金合計	56,073	57,317
自己株式	△6,020	△6,887
株主資本合計	69,297	69,706
新株予約権	427	627
純資産合計	69,724	70,333
負債純資産合計	87,556	90,249

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
売上高	119,405	118,988
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	4,881	5,519
当期商品仕入高	30,807	29,612
当期製品製造原価	13,860	13,019
合計	49,549	48,151
他勘定振替高	※1 206	※1 206
商品及び製品期末たな卸高	5,519	4,859
売上原価合計	43,823	43,085
売上総利益	75,581	75,902
販売費及び一般管理費	※2 70,643	※2 70,786
営業利益	4,938	5,116
営業外収益		
受取利息	37	38
受取配当金	0	—
補助金収入	2	12
受取ロイヤリティー	※3 798	※3 863
その他	20	17
営業外収益合計	857	932
営業外費用		
支払利息	2	2
為替差損	35	48
デリバティブ評価損	—	101
自己株式取得費用	5	3
営業外費用合計	42	155
経常利益	5,753	5,893
特別利益		
補償金収入	70	15
新株予約権戻入益	5	—
その他	—	0
特別利益合計	76	16
特別損失		
減損損失	1,050	2,076
固定資産除却損	※4 67	※4 37
店舗閉店損失	35	25
特別損失合計	1,152	2,140
税引前当期純利益	4,677	3,769
法人税、住民税及び事業税	1,989	2,272
法人税等調整額	△146	△646
法人税等合計	1,842	1,625
当期純利益	2,835	2,143

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)		当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※2	10,217	73.7	9,240	71.0
II 労務費		2,185	15.8	2,192	16.8
III 経費		1,465	10.6	1,587	12.2
当期総製造費用		13,868	100.0	13,019	100.0
当期製品製造原価		13,868		13,019	

(注)

前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)												
<p>1. 原価計算の方法</p> <p>予定原価による組別総合原価計算を行っており、期末に原価差額を売上原価、原材料及び製品に配賦しております。</p> <p>※2. 経費の主な内訳</p> <table> <tr> <td>減価償却費</td> <td>377百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>152</td> </tr> </table>	減価償却費	377百万円	賃借料	20	消耗品費	152	<p>1. 原価計算の方法</p> <p>予定原価による組別総合原価計算を行っており、期末に原価差額を売上原価、原材料及び製品に配賦しております。</p> <p>※2. 経費の主な内訳</p> <table> <tr> <td>減価償却費</td> <td>462百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>166</td> </tr> </table>	減価償却費	462百万円	賃借料	14	消耗品費	166
減価償却費	377百万円												
賃借料	20												
消耗品費	152												
減価償却費	462百万円												
賃借料	14												
消耗品費	166												

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,612	9,007	1,549	10,556	2,153	46,410	5,579	54,142
当期変動額								
別途積立金の積立						4,200	△4,200	—
剰余金の配当							△904	△904
当期純利益							2,835	2,835
自己株式の取得								
自己株式の処分			74	74				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	74	74	—	4,200	△2,268	1,931
当期末残高	8,612	9,007	1,624	10,631	2,153	50,610	3,310	56,073

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△5,191	68,120	222	68,342
当期変動額				
別途積立金の積立		—		—
剰余金の配当		△904		△904
当期純利益		2,835		2,835
自己株式の取得	△970	△970		△970
自己株式の処分	141	216		216
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			205	205
当期変動額合計	△828	1,177	205	1,382
当期末残高	△6,020	69,297	427	69,724

当事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,612	9,007	1,624	10,631	2,153	50,610	3,310	56,073
当期変動額								
別途積立金の積立						1,900	△1,900	—
剰余金の配当							△900	△900
当期純利益							2,143	2,143
自己株式の取得								
自己株式の処分			32	32				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	32	32	—	1,900	△656	1,243
当期末残高	8,612	9,007	1,656	10,663	2,153	52,510	2,653	57,317

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△6,020	69,297	427	69,724
当期変動額				
別途積立金の積立		—		—
剰余金の配当		△900		△900
当期純利益		2,143		2,143
自己株式の取得	△1,000	△1,000		△1,000
自己株式の処分	133	165		165
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			199	199
当期変動額合計	△867	408	199	608
当期末残高	△6,887	69,706	627	70,333

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 製品及び原材料

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具2～20年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」519百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,564百万円に含めて表示しております。

(追加情報)

(従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度)

従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. テナント未収入金

ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

※2. 店舗賃借仮勘定

新店出店の敷金及び保証金、建設協力金等で未開店店舗に関するものであります。

(損益計算書関係)

※1. 他勘定振替高

従業員の店舗における食事代を福利厚生費に振替えております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
従業員給与・賞与	30,322百万円	30,486百万円
賞与引当金繰入額	778	1,017
退職給付費用	784	654
株主優待引当金繰入額	246	171
株式給付引当金繰入額	119	155
法定福利費・厚生費	5,440	5,496
消耗品費	2,191	1,814
水道光熱費	4,907	5,043
賃借料	15,185	15,161
減価償却費	3,568	3,475
おおよその割合		
販売費	85.7%	86.2%
一般管理費	14.3%	13.8%

※3. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
関係会社からの 受取ロイヤリティー	798百万円	863百万円

※4. 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
建物	53百万円	33百万円
その他	14	4
計	67	37

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,862百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,862百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	125百万円	155百万円
未払事業所税	42	44
賞与引当金	302	335
資産除去債務	1,648	1,802
株式給付引当金	145	191
減損損失	843	1,168
関係会社株式評価損	164	164
その他	83	96
繰延税金資産小計	3,356	3,958
評価性引当額	△168	△168
繰延税金資産合計	3,187	3,790
繰延税金負債		
資産除去債務	△623	△579
繰延税金負債合計	△623	△579
繰延税金資産の純額	2,564	3,210

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1	2.8
住民税均等割	7.8	9.6
その他	△2.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4	43.1

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	47,780	2,768	2,334 (1,643)	48,215	28,213	2,312	20,002
構築物	1,959	56	80 (14)	1,934	1,666	39	268
機械及び装置	5,285	70	67 (0)	5,289	4,113	320	1,175
車両運搬具	63	—	—	63	62	0	0
工具、器具及び備品	13,243	1,036	429 (314)	13,850	11,012	1,236	2,837
土地	6,759	—	—	6,759	—	—	6,759
リース資産	187	—	—	187	102	9	85
建設仮勘定	182	3,381	3,252	311	—	—	311
有形固定資産計	75,461	7,313	6,164 (1,972)	76,611	45,171	3,918	31,439
無形固定資産							
借地権	48	—	11	36	—	—	36
商標権	7	0	—	7	1	0	6
ソフトウェア	991	111	6	1,096	752	201	344
電話加入権	57	—	—	57	—	—	57
無形固定資産仮勘定	193	346	307 (21)	231	—	—	231
無形固定資産計	1,298	458	326 (21)	1,430	754	202	676
長期前払費用	379	120	228 (18)	271	159	61	111
	<50>	<21>	<42>	<29>			

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額の主なものは次のとおりであります。

建物：増加内容については、36店舗の店舗新設等による建物および内装設備の増加であります。

減少内容については、減損損失の計上によるものの他、店舗改装等による建物及び内装設備の除却によるものであります。

建設仮勘定：店舗新設等の新設工事による増加であります。

なお、店舗新設による設備投資額は、新規開店に伴い本勘定に振替えております。

工具、器具及び備品：店舗新設による増加であります。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 長期前払費用の< >内の金額は内数で、長期前払賃借料等の期間配分に係わるものであり、減価償却資産と性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の当期償却額は、損益計算書の販売費及び一般管理費に計上された3,475百万円のほかに、売上原価の当期商品仕入高に加算している物流費に183百万円、当期製品製造原価の経費に462百万円が配賦されております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	13	13	—	13	13
賞与引当金	994	1,104	994	—	1,104
株主優待引当金	249	189	231	17	189
株式給付引当金	478	186	32	2	628

(注) 1 貸倒引当金と株主優待引当金の当期減少額の「その他」は、洗替による戻入額であります。

(注) 2 株式給付引当金の当期減少額の「その他」は、退職に伴う受給権失効による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.saizeriya.co.jp/
株主に対する特典	2019年8月末日および、2019年4月末日から2019年8月末日までの任意の日まで100株以上を継続保有した株主に対し、以下のとおり優待券を贈呈する。 (1) 贈呈基準 優待券を下記の基準により贈呈いたします。 ① 所有株式数1,000株以上 20,000円御食事券を贈呈する。 ② 所有株式数500株以上1,000株未満 10,000円御食事券を贈呈する。 ③ 所有株式数100株以上500株未満 2,000円御食事券を贈呈する。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第46期)(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)2018年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年11月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第47期第1四半期)(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)2019年1月15日関東財務局長に提出。

(第47期第2四半期)(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)2019年4月12日関東財務局長に提出。

(第47期第3四半期)(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)2019年7月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2018年11月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(従業員に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件)の規定に基づく臨時報告書であります。

2019年1月9日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2019年1月9日提出の臨時報告書(従業員に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件)に係る訂正報告書であります。

2019年1月24日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書(譲渡制限付株式の割当)及びその添付資料

2018年11月28日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

2019年2月7日関東財務局長に提出。

2019年3月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年11月27日

株式会社サイゼリヤ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 和 田 貴 之 印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイゼリヤの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイゼリヤの2019年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社サイゼリヤが2019年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月27日

株式会社サイゼリヤ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 和 田 貴 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイゼリヤの2018年9月1日から2019年8月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤの2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月27日
【会社名】	株式会社サイゼリヤ
【英訳名】	SAIZERIYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀埜 一成
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県吉川市旭2番地5
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である堀埜一成は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社のみを「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月27日
【会社名】	株式会社サイゼリヤ
【英訳名】	SAIZERIYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀埜 一成
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県吉川市旭2番地5
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役堀埜一成は、当社の第47期(自2018年9月1日 至2019年8月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。